

奈良県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

7				番号	路線
生駒市高山町六八 〇三番先から 生駒市高山町八二 九八番一先まで		生駒市高山町七二 九〇番三先まで		区 間	
後		前		区域変更 の前後別	
B	A	A			
一〇・六 〃 三三・八	四・八 〃 九・八	四・八 〃 九・八		敷地の幅員 メートル	
七七八・〇	七九三・〇	七九三・〇		延長 メートル	
m 新出店橋 L 一八・二				備考	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十八年三月二十九日